

## ○ 横浜市公園条例

昭和 33 年 3 月 31 日

条例第 11 号

注 昭和 60 年 3 月から改正経過を注記した。

横浜市公園条例をここに公布する。

### 横浜市公園条例

(趣旨)

第 1 条 公園の設置及び管理については、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)及び同法に基く命令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この条例で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 都市公園法をいう。
- (2) 公園 横浜市が設置する法第 2 条第 1 項に規定する都市公園をいう。
- (3) 公園施設 法第 2 条第 2 項各号に掲げる施設をいう。
- (4) 有料施設 横浜市が設置し、有料で使用させる公園施設をいう。
- (5) 公園予定区域 法第 33 条第 4 項に規定する公園予定区域をいう。
- (6) 予定公園施設 公園予定区域に設けられる施設で公園施設となるべきものをいう。

(平 17 条例 21・一部改正)

(公園の変更等)

第 3 条 市長は、公園の名称、位置、区域、公園施設若しくは公園の利用に関する事項を変更し、又は公園を廃止する場合は、その旨を公告しなければならない。

2 市長は、法第 2 条の 2 の規定による公告をする場合又は前項の規定による公告をする場合(公園の区域を変更し、及び廃止する場合に限る。)は、公園の区域を表示した図面を市役所において一般の縦覧に供しなければならない。

(昭 61 条例 21・一部改正)

(公園の利用の禁止等)

第 4 条 市長は、次に掲げる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域又は公園施設の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
- (2) 公園施設の破損その他の事由により利用が危険であると認められる場合
- (3) 前各号以外の場合において公園の管理上必要がある場合

(昭 61 条例 21・一部改正)

(行為の禁止)

第5条 何人も公園において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第6条第1項本文若しくは第2項本文又は第7条第2項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 鳥、獣の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) ごみその他の汚物を捨て、その他不衛生な行為をすること。
- (4) 土地を掘りおこし、土石の類を採集し、その他土地の形質を変更すること。
- (5) 公園内の土地及び物件を傷つけ、若しくは汚し、又は原状を変更すること。
- (6) 公園に居住すること。
- (7) 工作物を設けること。
- (8) 土石、木材等の物件をたい積すること。
- (9) 広告物を掲げ、又は散布すること。
- (10) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (11) 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。

(昭63条例19・平17条例21・一部改正)

(行為の制限)

第6条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として広告写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 指定された場所以外の場所へ車両及び牛馬の類を乗り入れ、またはとめおくこと。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催しのため公園の全部または一部を一時的に独占して使用すること。
- (7) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- (8) 前各号のほか、市長が公園の管理上特に必要があると認めてあらかじめ告示して禁止する行為

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合であり、かつ公益及び風致を害するおそれがないと認められる場合に限り、前2項の許可をすることができる。

4 市長は、第1項または第2項の許可に、公園の管理のため必要な範囲内で条件をつけることができる。

(昭60条例10・平17条例21・一部改正)

(供用期間等)

第6条の2 公園又はその一部の供用期間、開場時間その他のその供用について必要な事項は、規則で定める。

(平20条例34・追加)

(有料施設)

第7条 有料施設は、別表第1のとおりとする。

2 有料施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長(第28条の2第1項の規定により同項第1号に掲げる業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる場合にあっては、当該指定管理者。第12条、第14条、第15条、第21条及び第22条において同じ。)の許可を受けなければならない。

3 公衆を入場させることを目的として設置された有料施設の収容人員は、規則で定める。

4 第2項の許可を受けた者は、その使用の目的に従って公衆を入場させる場合においては、前項に規定する収容人員をこえて入場させてはならない。

(平16条例16・平20条例34・一部改正)

(公園施設の設置または管理の許可申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項に規定する申請書に記載すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするとき

ア 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては、主たる事務所の名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。)

イ 設置の目的

ウ 設置の場所

エ 設置の期間

オ 公園施設の種類、構造、数量及び規模

カ 工事の実施方法(工事費の調達計画を含む。)

キ 工事の着手及び完了の時期

ク 公園施設の管理の方法

ケ 公園施設を設けて業を営もうとするときは、その経営の方法及び収支の見込

コ 公園の復旧方法

サ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 管理の目的

ウ 管理しようとする公園施設

エ 管理の期間

オ 管理の方法

カ 公園施設を管理して業を営もうとするときは、その経営の方法及び収支の見込

キ その他市長の指示する事項

(3) 法第5条第1項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするとき

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 既に受けた許可の年月日及び番号

ウ 変更する事項及び変更の理由

エ その他市長の指示する事項

(平17条例21・一部改正)

(公園の占用の許可申請書の記載事項)

第9条 法第6条第2項に規定する申請書に記載すべき事項は、同条同項に規定する事項のほか、次の各号に掲げるものとする。

(1) 申請者の住所、氏名及び職業

(2) 工作物その他の物件または施設の管理方法

(3) 工事の実施方法

(4) 工事の着手及び完了の時期

(5) 公園の復旧方法

(6) その他市長の指示する事項

(占用許可事項の軽易な変更)

第10条 法第6条第3項ただし書に規定する条例で定める市長の許可を受ける必要のない事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 工作物その他の物件または施設の内部における軽易な改裝

(2) 許可に際し、市長の指示した事項

(添付書類)

第11条 公園施設の設置もしくは公園の占用の許可を受けようとする者またはそれらの許可を受けた事項を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(保証人及び保証金)

第12条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第6条第1項本文若しくは第2項本文又は第7条第2項の許可を受けようとする者及びこれらの許可を受けた者に連帯保証人を立てさせ、又は市長の定める保証金を納付させ、若しくは必要な担保を徴することができる。

(平17条例21・一部改正)

(権利の譲渡等の禁止)

第 13 条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項本文若しくは第 2 項本文又は第 7 条第 2 項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させてはならない。

(平 17 条例 21・一部改正)

(権利承継の届出)

第 14 条 相続によって、使用者から使用に関する権利を承継した者は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

2 合併後存続する法人または合併により設立された法人が前条の権利を承継したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(許可の失効)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当するときは、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又はこの条例による市長の許可は、その効力を失う。

(1) 許可を受けた者が死亡し、又は所在不明となり、その承継人がないとき。

(2) 法人が解散したとき。

(平 17 条例 21・一部改正)

(使用料)

第 16 条 公園を使用する者は、別表第 2 第 1 号イに掲げるものについては同表に掲げる区分により同表に掲げる額の、その他のもの(同号エに掲げる有料施設のうち別表第 2 の 2に掲げる公園又はその一部に係るものを除く。)については別表第 2に掲げる区分により同表に掲げる金額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、清算を必要とする使用料その他規則で定める事由に該当する使用料については、この限りでない。

3 市長は、公益上必要がある場合その他規則で定める事由があると認めるときは、使用者の申請により使用料の全部または一部を免除することができる。

4 前各項のほか、使用料について必要な事項は、規則で定める。

(平 7 条例 79・平 9 条例 29・平 10 条例 17・平 16 条例 62・一部改正)

(使用料の返還)

第 17 条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者が使用を開始する日の 5 日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(2) 使用者が期間満了前に使用を廃止したとき。

(3) 使用者が天災その他自己の責めに帰することのできない理由によつて許可に係る行為を開始し、又は継続することができなくなったとき。

(4) 法第 27 条第 2 項又は第 19 条第 2 項の規定により許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止を命じたとき。

(昭 61 条例 21・平 10 条例 17・平 17 条例 21・一部改正)

(無料公開等)

第 18 条 市長は、次の各号の一に該当する日に特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、または無料で有料施設を使用させることができる。

(1) 都市計画または公園もしくは緑地に関する行事の日

(2) 国家的または全市的行事の日

2 市長は、前項の規定により、使用料を減額し、または無料で有料施設を使用させようとするときは、その旨及び当該有料施設の名称及び使用料の額その他必要な事項をあらかじめ告示しなければならない。

(監督処分)

第 19 条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止、原状回復もしくは公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例もしくはこの条例に基く規定またはこの条例の規定に基く処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、または当該行為により生ずべき損害を予防するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 公園の保全または公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、公園の管理上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 第 1 項の規定にかかわらず、第 28 条の 2 第 1 項の規定により同項第 1 号に掲げる業務を行う指定管理者は、第 7 条第 2 項の許可を受けた者が第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、当該許可を取り消し、又はその効力を停止することができる。

(平 16 条例 16・一部改正)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第 19 条の 2 法第 27 条第 5 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量

- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(平17条例21・追加)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第19条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第19条の6において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を横浜市報に登載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(平17条例21・追加)

(工作物等の価額の評価の方法)

第19条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。

(平17条例21・追加)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第19条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等を売却する場合の手続については、物品の売払いの例による。

(平17条例21・追加)

(工作物等を返還する場合の手続)

第19条の6 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項(法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(平17条例21・追加)

(届出)

第 20 条 次の各号の一に該当する場合においては、当該行為をした者は、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 公園施設の設置または公園の占用に関する工事を完了した場合
- (2) 公園施設の設置もしくは管理または占用を廃止した場合
- (3) 法第 10 条の規定又は法第 27 条若しくは第 19 条の規定に基づく処分により公園を原状に回復した場合
- (4) 法第 27 条又は第 19 条の規定に基づく処分により必要な措置を命ぜられた者がその命ぜられた措置を完了した場合

(平 17 条例 21・一部改正)

(申請者の優先順位)

第 21 条 この条例の規定により市長の許可を受けようとする申請が競合したとき、この条例またはこの条例に基く規則の規定に適合した申請書の到達が先であった者を優先者とする。

- 2 申請書が同時に到達したときは、市長は、抽せんにより優先者を定める。
- 3 前項の抽せんには、関係の申請者は立ち会うことができる。
- 4 市長は、公益上必要がある場合その他特別の事由があると認める場合は、第 2 項の規定にかかわらず、関係の申請者と協議して優先者を定め、または当該協議が成立しないときは、自ら決定することができる。

(申請期限を定めたときの取扱)

第 22 条 市長があらかじめこの条例の規定による市長の許可を受けようとする者の申請期限を定めたときは、当該期限までに到達した申請書は、同時に到達したものとみなす。

(立入検査)

第 23 条 市長またはその命じた者もしくはその委任を受けた者は、公園の管理上必要がある場合においては、その必要限度において、公園内の占用物件または公園施設もしくは使用場所に立ち入り、調査し、検査し、または関係人に質問することができる。

- 2 前項の規定により、市長の許可を受けて占有している占用物件または公園施設もしくは使用場所に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入の際、あらかじめその旨をその占有物件等の占有者に告げなければならない。
- 3 第 1 項の規定により、公園内の占用物件または公園施設もしくは使用場所に立ち入ろうとする者は、規則で定めるその身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(公園予定区域等についての準用)

第 24 条 第 3 条第 2 項、第 8 条から第 17 条まで、第 20 条及び前条の規定(これらの規定中、この条例の規定による許可に係る部分の規定を除く。)は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(平 17 条例 21・一部改正)

(過料)

第 25 条 詐偽その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その金額の 5 倍に相当する金額以内の過料に処する。

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000 円以下の過料に処する。

- (1) 第 4 条の規定に基く公園の利用の禁止または制限に違反して公園を利用した者
- (2) 第 5 条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第 6 条第 1 項または第 2 項の規定に違反して同条第 1 項各号に掲げる行為をした者
- (4) 第 7 条第 2 項または第 4 項の規定に違反して有料施設を使用した者
- (5) 第 14 条及び第 20 条に規定する届出をしない者
- (6) 第 19 条の規定に基く命令に従わない者

(平 17 条例 21 · 一部改正)

第 27 条 法第 5 条の 3 の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前 2 条の規定の適用については、市長とみなす。

(法人格のない団体の取扱い)

第 28 条 法人でない社団又は財団で、法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)

第 3 条の規定により同法の適用について法人とみなされるものは、この条例の適用について、法人とみなす。

(昭 60 条例 10 · 一部改正)

(指定管理者の指定等)

第 28 条の 2 別表第 2 の 2 及び別表第 2 の 3に掲げる公園又はその一部ごとの管理に関する次に掲げる業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。)に行わせるものとする。

- (1) 第 7 条第 2 項の許可に関すること。
- (2) 公園又はその一部の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。ただし、別表第 2 の 3に掲げる公園の一部について、地域住民の郷土の文化に関する体験活動又は身近な自然に親しむための体験活動に対して支援を行うために地域住民により組織されたと認められるものを指定管理者の候補者として選定する場合にあっては、この限りでない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、公園又はその一部の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

5 前各項及び次条の規定にかかわらず、野毛山公園(動物園を除く。)及び金沢自然公園(動物園を除く。)の指定管理者の指定等に関する事項は、横浜市動物園条例(昭和63年3月横浜市条例第11号)に定めるところによる。

(平16条例16・追加、平17条例82・平19条例35・一部改正)

(指定管理者の指定等の公告)

第29条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(平16条例16・全改)

(利用料金等)

第29条の2 第28条の2第1項の規定により同項第1号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合にあっては、第7条第2項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、新横浜公園の総合競技場、補助競技場及び投てき練習場を除く有料施設については別表第3に、新横浜公園の総合競技場については第32条第1項及び別表第4に、新横浜公園の補助競技場及び投てき練習場については同表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができます。

4 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができます。

5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

6 第18条の規定は、利用料金を減額し、又は無料とする場合について準用する。この場合において、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長が」と、「無料で有料施設を使用させることができる」とあるのは「無料とするものとする」と読み替えるものとする。

(平10条例17・追加、平11条例29・平16条例16・平18条例9・一部改正)

(横浜公園の野球場に関する特例)

第30条 株式会社横浜スタジアムが横浜公園の野球場を使用する場合の使用料の額は、第16条第1項の規定にかかわらず、横浜公園の野球場に係る土地借受料及び光熱水費を基準として、規則で定める。

2 株式会社横浜スタジアムは、毎年規則で定めるところにより、横浜公園の野球場の年間使用計画書を市長に提出しなければならない。

3 株式会社横浜スタジアムが前項の年間使用計画書に基づき横浜公園の野球場を使用するため、第7条第2項の規定による許可を受けようとした申請が、他の者の申請と競合した場合において、市長が特に必要があると認めるときは、第21条の規定にかかわらず、株式会社横浜スタジアムを優先者とすることができます。

(平16条例16・一部改正)

(三ツ沢公園の球技場に関する特例)

第31条 アマチュア競技団体以外の団体で市長が指定したもの(以下「指定団体」という。)が三ツ沢公園の球技場を使用する場合の使用料の額は、第16条第1項の規定にかかわらず、1試合につき150,000円とする。ただし、次の各号に該当する場合は、150,000円に当該各号に定める額を加えた額とする。

- (1) 三ツ沢公園の球技場の使用に際し、指定団体が入場者から入場料その他これに類する対価(以下「入場料等」という。)を徴収する場合 徴収した入場料等の総額に10分の1以内で規則で定める割合を乗じた額
- (2) 三ツ沢公園の球技場の使用に際し、指定団体が屋外照明設備を使用する場合 1時間につき54,000円以内で規則で定める額

2 三ツ沢公園の球技場の使用に際し、指定団体が次の各号に掲げる行為をする場合の使用料の額は、第16条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 業として行う物品の販売 1件1日につき10,000円以内で規則で定める額
- (2) 業として行う大型映像装置への広告の表示 1件1日につき24,000円以内で規則で定める額

3 指定団体は、毎年規則で定めるところにより、三ツ沢公園の球技場の年間使用計画書を市長に提出しなければならない。

4 指定団体が前項の年間使用計画書に基づき三ツ沢公園の球技場を使用するため、第7条第2項の規定による許可を受けようとした申請が、他の者の申請と競合した場合において、市長が特に必要があると認めるときは、第21条の規定にかかわらず、当該指定団体を優先者とすることができます。

(平5条例24・追加、平16条例16・平19条例64・一部改正)

(新横浜公園の総合競技場に関する特例)

第32条 指定団体が新横浜公園の総合競技場を利用する場合(当該利用に伴う準備作業又は撤収作業を行うことのみを目的として利用する場合を除く。)の利用料金の基本額は、別表第4第1号の規定にかかわらず、1日につき1,440,000円とする。

2 指定団体は、規則で定めるところにより、新横浜公園の総合競技場の年間使用計画書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定団体が前項の年間使用計画書に基づき新横浜公園の総合競技場を使用するため、第7条第2項の規定による許可を受けようとしてした申請が、他の者の申請と競合した場合において、指定管理者が特に必要があると認めるときは、第21条の規定にかかわらず、当該指定団体を優先者とすることができます。

(平9条例29・追加、平10条例17・平16条例16・平17条例82・一部改正)

(委任)

第33条 この条例実施のための手続その他その執行について必要な事項は、規則で定める。

(平5条例24・旧第31条繰下、平9条例29・旧第32条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和33年4月1日から施行する。

(廃止)

2 横浜市公園使用条例(昭和27年6月横浜市条例第26号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過規定)

3 この条例施行の際、現に旧条例の適用を受けている公園でこの条例施行の日において、この条例の適用を受けることとならないものの管理及び使用については、なお当分の間従前の例による。

4 この条例施行の際、現にこの条例施行後の期間にかかる使用料を前納して別表第2に掲げる有料施設を使用することについて、旧条例第4条の許可を受けている者は、別段の処分がなされない限り、当該期間は、従前と同様の条件により当該有料施設を使用することについて第7条第2項の許可を受けたものとみなす。ただし、使用料については、この条例による使用料と旧条例による使用料との差額を、昭和33年4月末日(同日以前に使用するときは、当該使用開始のとき)までに追徴し、または還付する。

付 則(昭和33年7月条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和33年10月条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和34年3月条例第8号)

この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

付 則(昭和34年7月条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和35年4月条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和35年4月条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和35年7月条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和36年4月条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和37年10月条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和38年6月条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和39年3月条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和39年7月条例第91号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和40年3月条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和40年10月条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和41年8月条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和42年6月条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和42年7月条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和43年8月条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和44年6月条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和44年9月条例第35号)

この条例は、昭和44年10月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2中本牧市民公園に係る改正部分は、規則で定める日から施行する。

(昭和44年9月規則第76号により同年9月13日から施行)

付 則(昭和45年6月条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和45年10月条例第67号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和45年10月規則第126号により別表第1の改正規定、別表第2に係る改正規定中有料施設の表三ツ沢公園の項有料施設の名称の欄に「平沼記念体育館」を加える部分及び別表第3(3)使用料の増減ウの表に係る改正規定中イギリス館を除く部分は、同年11月4日から施行)

(昭和 45 年 11 月規則第 130 号により別表第 2 に係る改正規定中、港の見える丘公園の部分、別表第 3(3) 使用料の基本額工有料施設の使用料の表に係る改正規定及び別表第 3(3) 使用料の増減ウの表に係る改正規定中イギリス館の部分は、同年同月 12 日から施行)

付 則(昭和 45 年 12 月条例第 77 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 46 年 6 月条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 47 年 3 月条例第 9 号)

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 47 年 6 月条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 48 年 3 月条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 48 年 6 月条例第 45 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、菊名池公園プールに係る改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和 48 年 6 月規則第 94 号により同年 7 月 21 日から施行)

(横浜市営野毛山プール条例の廃止)

2 横浜市営野毛山プール条例(昭和 24 年 10 月横浜市条例第 53 号)は、廃止する。

付 則(昭和 48 年 10 月条例第 62 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 49 年 6 月条例第 46 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 49 年 12 月条例第 90 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 中富岡総合公園に係る改正規定並びに別表第 2 及び別表第 3 に係る改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和 50 年 3 月規則第 14 号により別表第 1 富岡総合公園に係る改正規定並びに別表第 2 及び別表第 3 に係る改正規定は、同年同月 20 日から施行)

付 則(昭和 50 年 3 月条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 50 年 6 月条例第 43 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 50 年 10 月条例第 61 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 51 年 3 月条例第 21 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3に係る改正規定は、昭和51年4月1日から施行し、同日以後の使用に係るものから適用する。

(経過措置)

2 別表第3に係る改正規定の施行の際、公園の使用について既に使用料を前納している者は、この条例による改正前の横浜市公園条例による使用料の金額とこの条例による改正後の横浜市公園条例による使用料の金額との差額を納付しなければならない。

附 則(昭和52年1月条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和52年3月条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年3月条例第11号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、第5条第1号の改正規定は公布の日から、別表第1中「

藤田公園	運動広場
------	------

」を「

藤田公園	運動広場
野庭中央公園	プール 徒渉池

」に改める改正規定は規則で定める日から施行する。

(昭和53年7月規則第64号により「

藤田公園	運動広場
------	------

を

藤田公園	運動広場
野庭中央公園	プール 徒渉池

」に改める改正規定は、同年同月8日から施行)

附 則(昭和53年12月条例第85号)

この条例は、昭和54年3月20日から施行する。

附 則(昭和54年3月条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年3月条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 に係る改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和 56 年 3 月規則第 8 号により別表第 1 の改正規定は、同年同月 20 日から施行)

(適用)

2 この条例による改正後の横浜市公園条例(以下「新条例」という。)別表第 2 の規定は、昭和 55 年 4 月 1 日以後の公園の使用に係る使用料から適用する。

(経過措置)

3 別表第 2 に係る改正規定の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市公園条例(以下「旧条例」という。)の規定により昭和 55 年 4 月 1 日以後の公園の使用に係る使用料を納付している者は、旧条例の規定による使用料の金額と新条例の規定による使用料の金額との差額を納付しなければならない。

附 則(昭和 56 年 3 月条例第 28 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 56 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市公園条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にこの条例による改正前の横浜市公園条例の規定により施行日以後の使用に係る使用料を既に納付した者は、この条例による改正前の横浜市公園条例の規定による使用料の金額とこの条例による改正後の横浜市公園条例の規定による使用料の金額との差額を納付しなければならない。

附 則(昭和 56 年 12 月条例第 67 号)

この条例は、昭和 57 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 57 年 7 月規則第 92 号により別表第 1 の改正規定中長浜公園に係る部分及び宮沢町第二公園に係る部分は、同年同月 10 日から施行)

(昭和 57 年 8 月規則第 100 号により別表第 1 の改正規定のうち金井公園に係る部分は、同年同月 14 日から施行)

(昭和 58 年 8 月規則第 79 号により別表第 1 の改正規定中入船公園に係る部分は、同年 9 月 3 日から施行)

附 則(昭和 57 年 5 月条例第 25 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 57 年 7 月規則第 93 号により同年同月 10 日から施行)

附 則(昭和 58 年 3 月条例第 12 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 58 年 8 月規則第 80 号により同年 9 月 3 日から施行)

附 則(昭和 59 年 3 月条例第 18 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 59 年 8 月規則第 85 号により別表第 2 の改正規定は、同年 9 月 1 日から施行)

(昭和 59 年 12 月規則第 124 号により別表第 1 の改正規定は、昭和 60 年 1 月 5 日から施行)

附 則(昭和 59 年 10 月条例第 49 号)

この条例は、昭和 59 年 10 月 27 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月条例第 10 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中大貫谷公園に係る部分は、昭和 60 年 7 月 13 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市公園条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の公園の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にこの条例による改正前の横浜市公園条例の規定により施行日以後の使用に係る使用料を既に納付した者は、この条例による改正前の横浜市公園条例の規定による使用料の金額とこの条例による改正後の横浜市公園条例の規定による使用料の金額との差額を納付しなければならない。

附 則(昭和 61 年 3 月条例第 21 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 3 条及び第 4 条に係る改正規定は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

(昭和 61 年 4 月規則第 40 号により同年同月 6 日から施行)

附 則(昭和 61 年 9 月条例第 51 号)

この条例は、昭和 61 年 11 月 3 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月条例第 21 号)

この条例中、別表第 1 の改正規定は規則で定める日から、別表第 2 の改正規定は昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

(昭和 62 年 7 月規則第 91 号により別表第 1 の改正規定は、同年 8 月 1 日から施行)

附 則(昭和 63 年 3 月条例第 19 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 第 1 号エの表に係る改正規定は、昭和 63 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市公園条例別表第2第1号工の規定は、昭和63年7月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成元年3月条例第20号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、南本宿公園に係る改正規定は、平成元年4月1日から施行する。

(平成元年10月規則第91号により新杉田公園に係る改正規定は、同年同月10日から施行)

(平成2年9月規則第79号により綱島公園に係る改正規定は、同年10月1日から施行)

附 則(平成元年12月条例第53号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成2年3月規則第12号により新杉田公園に係る改正規定は同年同月20日から、清水ヶ丘公園に係る改正規定は同年同月23日から施行)

附 則(平成2年3月条例第15号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成2年9月規則第80号により日野中央公園に係る改正規定は、同年10月10日から施行)

(平成3年2月規則第3号により富岡西公園に係る改正規定は、同年3月20日から施行)

附 則(平成3年3月条例第13号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、和泉アカシア公園に係る改正規定は、平成3年4月1日から施行する。

(平成3年6月規則第46号により山崎公園に係る改正規定は同年7月13日から、富岡西公園に係る改正規定は同年7月27日から、上飯田西公園に係る改正規定は同年8月1日から施行)

附 則(平成4年3月条例第31号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、戸塚公園に係る改正規定は、平成4年4月1日から施行する。

(平成4年6月規則第63号により今川公園に係る改正規定及び小雀公園に係る改正規定は、同年7月1日から施行)

(平成4年7月規則第71号により清水ヶ丘公園に係る改正規定は、同年同月18日から施行)

附 則(平成5年3月条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成5年8月1日から施行する。ただし、第31条を第32条とし、第30条の次に1条を加える改正規定は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市公園条例第31条の規定は、平成5年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成5年9月条例第58号)

この条例は、平成5年10月1日から施行する。

附 則(平成6年9月条例第54号)

この条例は、平成6年11月6日から施行する。

附 則(平成7年6月条例第34号)

この条例は、平成7年7月8日から施行する。

附 則(平成7年12月条例第79号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市公園条例別表第2の規定による使用料を納付している者の使用料については、当該納付した使用料に係る使用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市公園条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成8年9月条例第48号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成8年11月規則第106号により平成9年5月22日から施行)

附 則(平成8年12月条例第70号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成9年3月規則第30号により小雀公園に係る改正規定は、同年4月1日から施行)

(平成9年6月規則第67号により東俣野中央公園に係る改正規定は、同年同月15日から施行)

附 則(平成9年3月条例第29号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成9年7月規則第76号により別表第1の改正規定(スポーツコミュニティプラザに係る部分に限る。)及び別表第2第1号工の表にスポーツコミュニティプラザの項を加える改正規定を除く部分の改正規定は、平成10年3月1日から施行)

(平成10年3月規則第29号により別表第1の改正規定中スポーツコミュニティプラザに係る部分及び別表第2第1号工の表の改正規定中スポーツコミュニティプラザに係る部分は、同年4月1日から施行)

附 則(平成9年12月条例第77号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成10年3月規則第30号により同年6月2日から施行)

附 則(平成10年3月条例第17号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際既にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき施設の使用の申請を行っている者に係る当該施設の料金の納付等に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則(平成 10 年 12 月条例第 54 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月条例第 29 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、長浜公園に係る改正規定は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 11 年 7 月規則第 72 号により同年同月 20 日から施行)

附 則(平成 11 年 12 月条例第 56 号)

この条例は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月条例第 46 号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 29 条第 1 項の改正規定、別表第 1 に都田公園の項を加える改正規定、別表第 2 第 1 号工の表の改正規定(「

弓道場

(元町公園のものを除く。)

」を「

弓道場

」に改める部分に限る。)及び別表第 3 第 1 号の表の改正規定(弓道場の項を削る部分に限る。)は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 12 年 3 月規則第 49 号により同年 6 月 1 日から施行)

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市公園条例別表第 2 及び別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後に申請する公園の使用に係る使用料について適用し、同日前に申請した公園の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年 3 月条例第 25 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第 1 に長坂谷公園の項を加える改正規定(庭球場に係る部分に限る。)は平成 13 年 4 月 1 日から、同表に中田中央公園の項を加える改正規定は同年 5 月 1 日から施行する。

(平成 13 年 8 月規則第 87 号により同年 9 月 1 日から施行)

附 則(平成 14 年 3 月条例第 23 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 14 年 4 月規則第 43 号により同年 5 月 1 日から施行)

附 則(平成 14 年 6 月条例第 32 号)

この条例は、平成 14 年 7 月 1 日から施行し、この条例による改正後の横浜市公園条例の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則(平成 15 年 6 月条例第 38 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月条例第 16 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 29 条の 2 の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成 17 年 3 月規則第 44 号により同年 4 月 1 日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市公園条例第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定によりその管理に関する事務を委託している公園施設については、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 10 月条例第 62 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 2 月条例第 21 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 6 月条例第 82 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 32 条第 2 項及び第 3 項の改正規定、別表第 2 第 1 号工の表の改正規定並びに別表第 3 第 1 号の表の改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月条例第 104 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月条例第 9 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 に保野公園の項を加える改正規定並びに別表第 2 及び別表第 3 の改正規定は規則で定める日から、別表第 2 の 2 の改正規定は公布の日から施行する。  
(平成 19 年 2 月規則第 3 号により別表第 2 及び別表第 3 の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行)

(平成 20 年 2 月規則第 9 号により別表第 1 に保野公園の項を加える改正規定は、同年 4 月 1 日から施行)

附 則(平成 18 年 12 月条例第 76 号)

この条例中、第1条の規定は平成19年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

附 則(平成19年5月条例第35号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年12月条例第64号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第31条第2項第2号の改正規定及び別表第2第3号工の表の改正規定は平成20年3月1日から、別表第1の改正規定は規則で定める日から施行する。

(平成20年4月規則第59号により同年同月17日から施行)

附 則(平成20年6月条例第34号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第6条の次に1条を加える改正規定及び第7条第5項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市公園条例別表第2第1号イの規定による使用料を納付している者の使用料については、当該納付した使用料に係る使用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市公園条例別表第2第1号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第7条第1項)

(昭60条例10・昭61条例21・昭61条例51・昭62条例21・昭63条例19・平元条例20・平元条例53・平2条例15・平3条例13・平4条例31・平5条例24・平5条例58・平6条例54・平7条例34・平8条例48・平8条例70・平9条例29・平9条例77・平10条例54・平11条例29・平11条例56・平12条例46・平13条例25・平14条例23・平16条例16・平18条例9・平19条例35・平19条例64・平20条例57・一部改正)

有料施設

有料施設の属する公園の名称	有料施設の種別
潮田公園	野球場 庭球場 プール 子供用プール
平安公園	プール 子供用プール
岸谷公園	プール

	子供用プール
入船公園	野球場 庭球場
三ツ沢公園	陸上競技場 補助陸上競技場 球技場 庭球場 馬術練習場 野球場 体育館
台町公園	野球場
入江町公園	プール 子供用プール
六角橋公園	プール 子供用プール
神の木公園	野球場
白幡仲町公園	子供用プール
岡野公園	プール 子供用プール 野球場
本牧市民公園	庭球場 運動広場 体験学習施設
山手公園	庭球場
横浜公園	野球場
日ノ出川公園	庭球場
元町公園	プール 弓道場
港の見える丘公園	集会施設
弘明寺公園	プール 子供用プール
中村公園	プール 子供用プール
清水ヶ丘公園	庭球場 屋内プール

	体育館 運動広場
野庭中央公園	プール 子供用プール
日野中央公園	野球場 庭球場
常盤公園	庭球場 弓道場 運動広場
川辺公園	プール 子供用プール
鶴ヶ峰本町公園	プール 子供用プール
こども自然公園	野球場
大貫谷公園	プール 子供用プール
南本宿公園	分区園
今川公園	庭球場 野球場
岡村公園	野球場 庭球場
磯子腰越公園	プール 子供用プール
芦名橋公園	子供用プール
森町公園	プール 子供用プール
洋光台南公園	プール 子供用プール
新杉田公園	野球場 庭球場
野島公園	野球場
富岡総合公園	弓道場
富岡八幡公園	プール 子供用プール
長浜公園	野球場

	庭球場 球技場
富岡西公園	野球場 庭球場
長浜野口記念公園	集会施設
綱島公園	プール 子供用プール
菊名池公園	プール
岸根公園	野球場
大倉山公園	集会施設
新横浜公園	総合競技場 補助競技場 投げ練習場 野球場 庭球場 屋内プール 運動広場
長坂谷公園	野球場 庭球場 球技場
谷本公園	球技場
千草台公園	プール 子供用プール
若草台第二公園	分区園
茅ヶ崎公園	プール
山崎公園	プール 子供用プール
都田公園	庭球場 運動広場
大坂下公園	プール 子供用プール
小雀公園	庭球場 運動広場
俣野公園	野球場
東俣野中央公園	庭球場

	運動広場
金井公園	野球場 庭球場
本郷ふじやま公園	弓道場
しらゆり公園	プール 子供用プール
和泉アカシア公園	分区園
上飯田西公園	プール 子供用プール
中田中央公園	野球場
宮沢町第二公園	プール 子供用プール
瀬谷本郷公園	野球場 庭球場

#### 別表第2(第16条第1項)

(昭60条例10・昭61条例21・昭62条例21・昭63条例19・平5条例24・平7条例79・平8条例48・平9条例29・平10条例17・平11条例29・平12条例46・平14条例32・平15条例38・平16条例16・平16条例62・平17条例82・平18条例9・平18条例76・平19条例64・平20条例57・一部改正)

#### (1) 使用料の基本額

##### ア 公園施設を設け、又は管理して公園を使用する者の納付すべき使用料

区分	単位	金額	
		公園施設を設ける場合	公園施設を管理する場合
土地を使用する場合	1平方メートル1箇月につき	236円以内	610円以内
工作物その他の物件又は施設を使用する場合	1平方メートル1箇月につき	744円以内	1,820円以内(山下公園の売店及び飲食店その他これらに類するものを管理する場合にあっては、8,960円以内とする。)

##### イ 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占用する者の納付すべき使用料

種別	単位	金額
電柱その他これに類するもの(支線、支柱及び支線柱を含む。)	第一種電柱	1本1年につき 2,200円
	第二種電柱	3,400円
	第三種電柱	4,600円
	第一種電話柱	2,000円
	第二種電話柱	3,100円
	第三種電話柱	4,300円
	その他の柱類	200円
鉄塔	1平方メートル1年につき	3,900円
電線	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル1年につき 20円
	地下電線その他地下に設ける線類	12円
変圧塔	1基1年につき	3,900円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル1年につき 83円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	120円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	180円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	240円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	350円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	470円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	830円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,200円
	外径が1メートル以上のもの	2,400円
道路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火水槽等で地下に設けられるもの	1平方メートル1年につき	850円

標識	1 本 1 年につき	3,100 円	
橋、道路、鉄道及び軌道で高架のもの	1 平方メートル 1 年につき	1,700 円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1 基 1 年につき	1,700 円	
公衆電話所	1 基 1 年につき	3,900 円	
天体、気象又は土地観測施設及び非常災害者収容施設	1 平方メートル 1 年につき	310 円	
工事用施設及び工事用材料置場	1 平方メートル 1 箇月につき	850 円	
競技会、展示会その他これらに類する催物を行う際、掲出する広告物	看板、横断幕その他これらに類するもの アドバルーン、アーチ、広告塔その他これらに類するもの	1 平方メートル 1 日につき 1 個又は 1 基 1 日につき	3,400 円 11,300 円
その他の占用		1 平方メートル 1 箇月につき	420 円

(備考)

- 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち 3 条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち 3 条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

ウ 第 6 条第 1 項各号に掲げる行為をして公園を使用する者の納付すべき使用料

行為の種類	単位	金額
業として行う広告写真の撮影	1 日につき	6,300 円以内
業として行う物品の販売その他これに類する行為	1 件	6,300 円以内
	1 日につき	1,200 円以内

業として行う映画の撮影又は興行その他これらに類する行為	1日につき	12,400円以内
競技会その他これに類する行為	1件1時間につき	1,300円以内
展示会、祭礼その他これらに類する行為	1平方メートル1日につき	10円以内
演説会、講演会その他これらに類する集会	1件1日につき	3,900円以内
駐車	1台1時間につき	400円以内
その他の行為	1件1日につき	3,900円以内

## エ 有料施設の使用料

種別	貸切使用料		個人使用料	
	単位	金額	単位	金額
三ツ沢公園の陸上競技場	1日につき	52,800円以内	1回につき	200円以内
三ツ沢公園の補助陸上競技場	1日につき	13,500円以内	1回につき	100円以内
横浜公園の野球場	1時間につき	28,000円以内		
野球場(横浜公園の野球場を除く。)	1時間につき	1,300円以内		
三ツ沢公園の球技場	1試合につき	21,000円以内		
庭球場	1面1時間につき	1,100円以内		
馬術練習場	1日につき	3,500円以内	1回につき	200円以内

### (2) 使用料の端数計算

- ア 使用料の額を算出する基礎となる面積が1平方メートルに満たないもの、またはその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして、長さが1メートルに満たないもの、またはその長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算するものとする。
- イ 使用料の額が年額で定められているものの使用料の額を算出する基礎となる期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- ウ 使用料の額が月額で定められているものの使用料の額を算出する基礎となる期間が1月に満たないとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、日割をもって計算するものとする。

### (3) 使用料の増減

- ア 第6条第1項各号に掲げる行為をして公園を使用する者が、当該公園の放送設備を使用する場合は、第1号ウに定める使用料に、1件1日につき2,300円以内の額の使用料を加算する。
- イ 有料施設の使用者が会合者から入場料その他これに類する対価を徴収する場合は、第1号エに定める使用料に、150,000円以内で市長の定める額を加えた額を、当該施設の貸切使用料とする。
- ウ 規定時間外に有料施設を使用する場合の使用料の額は、第1号エに定める使用料の10分の15の額とする。
- エ 有料施設の使用者が当該有料施設の付属設備を使用する場合は、第1号エに定める使用料に、次表に定める額を加えた額を、当該施設の使用料とする。

附属設備の種別	単位	金額
競技用器具	1日につき	5,300円以内
場内放送設備	1回につき	4,500円以内
浴室(温湯シャワーを含む。)	1室1回につき	6,000円以内
温湯シャワー	1回に つき	個人用 100円以内
		団体用 3,500円以内
ロッカールーム	1室1回につき	3,000円以内
更衣用ロッカー	1回につき	100円以内
屋外照明設備	1時間につき	70,000円以内
スコアボード	1回につき	7,000円以内
大型映像装置	1基1時間につき	12,000円以内
会議室	1日につき	9,000円以内
屋内練習場	1時間につき	3,000円以内

備考 会議室及び屋内練習場については、単独で使用することができる。この場合において、その使用料の額は、会議室については1日につき9,000円以内、屋内練習場については1時間につき3,000円以内とする。

別表第2の2(第16条第1項及び第28条の2第1項)

(平17条例82・全改、平17条例104・平18条例9・平19条例35・平20条例34・一部改正)

馬場花木園

潮田公園

白幡公園(こどもログハウスに限る。)

平安公園(プール及び子供用プールに限る。)

岸谷公園(プール及び子供用プールに限る。)

入船公園

三ツ沢公園(体育館に限る。)

## 台町公園

入江町公園(プール及び子供用プールに限る。)

神大寺中央公園(こどもログハウスに限る。)

六角橋公園(プール及び子供用プールに限る。)

## 神の木公園

白幡仲町公園(子供用プールに限る。)

## 岡野公園

境之谷公園(こどもログハウスに限る。)

本牧臨海公園及び本牧市民公園(体験学習施設を除く。)

本牧市民公園(体験学習施設に限る。)

柏葉公園(こどもログハウスに限る。)

山手公園(陳列館を除く。)

山手公園(陳列館に限る。)、元町公園(プール及び弓道場を除く。)、港の見える丘公園(集会施設に限る。)及び山手イタリア山庭園

## 日ノ出川公園

元町公園(プールに限る。)

元町公園(弓道場に限る。)

弘明寺公園(プール及び子供用プールに限る。)

永田みなみ台公園(こどもログハウスに限る。)

中村公園(プール及び子供用プールに限る。)

## 清水ヶ丘公園

野庭中央公園(プール及び子供用プールに限る。)

## 日野中央公園

港南台北公園(こどもログハウスに限る。)

常盤公園(弓道場を除く。)

常盤公園(弓道場に限る。)

川島町公園(こどもログハウスに限る。)

川辺公園(プール及び子供用プールに限る。)

鶴ヶ峰本町公園(プール及び子供用プールに限る。)

大貫谷公園(プール及び子供用プールに限る。)

南本宿公園(分区園に限る。)

上白根大池公園(こどもログハウスに限る。)

## 今川公園

## 岡村公園

磯子腰越公園(プール及び子供用プールに限る。)

芦名橋公園(子供用プールに限る。)

森町公園(プール及び子供用プールに限る。)

洋光台南公園(プール及び子供用プールに限る。)

## 新杉田公園

洋光台駅前公園(こどもログハウスに限る。)

富岡総合公園(弓道場に限る。)  
野島公園  
富岡八幡公園(プール及び子供用プールに限る。)  
富岡八幡公園(こどもログハウスに限る。)  
長浜公園  
富岡西公園  
長浜野口記念公園(集会施設に限る。)  
岸根公園  
綱島公園(プール及び子供用プールに限る。)  
綱島公園(こどもログハウスに限る。)  
菊名池公園(プールに限る。)  
大倉山公園(集会施設に限る。)  
新横浜公園  
玄海田公園  
新治里山公園  
長坂谷公園  
霧が丘公園(こどもログハウスに限る。)  
谷本公園  
美しが丘公園(こどもログハウスに限る。)  
千草台公園(プール及び子供用プールに限る。)  
若草台第二公園(分区園に限る。)  
鴨池公園(こどもログハウスに限る。)  
茅ヶ崎公園(プールに限る。)  
山崎公園(プール及び子供用プールに限る。)  
都田公園  
大坂下公園(プール及び子供用プールに限る。)  
小雀公園  
俣野公園  
東俣野中央公園  
踊場公園(こどもログハウスに限る。)  
金井公園  
本郷ふじやま公園(弓道場に限る。)  
桂山公園(こどもログハウスに限る。)  
しらゆり公園(プール及び子供用プールに限る。)  
和泉アカシア公園(分区園に限る。)  
上飯田西公園(プール及び子供用プールに限る。)  
中田中央公園  
いずみ台公園(こどもログハウスに限る。)  
宮沢町第二公園(プール及び子供用プールに限る。)  
瀬谷本郷公園

瀬谷中央公園(こどもログハウスに限る。)

別表第2の3(第28条の2第1項及び第2項)

(平17条例82・追加)

みその公園(文化体験施設に限る。)

こども自然公園(自然体験施設に限る。)

根岸なつかし公園(文化体験施設に限る。)

大塚・歳勝土遺跡公園(文化体験施設に限る。)

都筑中央公園(自然体験施設に限る。)

せせらぎ公園(文化体験施設に限る。)

茅ヶ崎公園(自然体験施設に限る。)

舞岡公園(自然体験施設に限る。)

本郷ふじやま公園(文化体験施設に限る。)

天王森泉公園(文化体験施設に限る。)

長屋門公園(文化体験施設に限る。)

別表第3(第29条の2第2項)

(平10条例17・全改、平11条例56・平12条例46・平16条例16・平16条例62・平17条例82・平18条例9・平19条例64・平20条例57・一部改正)

(1) 利用料金

種別	貸切利用		個人利用	
	単位	金額	単位	金額
野球場(侯野公園の野球場を除く。)	1日につき	15,600円		
侯野公園の野球場	1日につき	38,400円		
庭球場	1面1日につき	13,200円		
長浜公園の球技場	1日につき	26,000円		
長坂谷公園の球技場	1日につき	17,100円		
谷	全面を利用する場合	1日につき	70,300円	
本 公 園 の 球 技 場	フットサルコートとして 利用する場合	1面1日につき	62,400円	
弓道場	1日につき	82,000円	1時間につき	300円
運動広場	1日につき	17,100円		

プール		1日につき	100,000 円	1回につき	800 円
				1時間につき	300 円
子供用プール				1時間につき	60 円
清水ヶ丘公園の屋内プール		1日につき	100,000 円	1回につき	800 円
				1時間につき	300 円
新横浜公園の屋内プール				1時間につき	500 円
体育館	体育のために、アマチュア又はアマチュア競技団体が利用する場合	1日につき	26,000 円	1時間につき	60 円
	前項以外の場合	1日につき	52,000 円		
港の見える丘公園の集会施設	集会室	1日につき	2,600 円		
	ホール	1日につき	5,000 円		
大倉山公園の集会施設	集会室	1日につき	3,800 円		
	ホール	1日につき	5,000 円		
	ギャラリー	1日につき	4,000 円		
分区園		1平方メートル 1年につき	400 円		
本牧市民公園の体験学習				1日につき	1,000 円

施設の陶芸成形室				
長浜野口記念公園の集会施設	ホール	1日につき	10,000円	
	多目的ルーム	1日につき	6,000円	
	音楽練習室	1日につき	5,000円	
	会議室	1日につき	3,000円	

### (2) 利用料金の端数計算

- ア 利用料金の額を算出する基礎となる面積が1平方メートルに満たないもの又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- イ 利用料金の額が年額で定められているものの利用料金の額を算出する基礎となる期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

### (3) 利用料金の増減

- ア 有料施設の利用者が会合者から入場料その他これに類する対価を徴収する場合は、第1号に定める利用料金に150,000円を加えた額を当該施設の貸切利用の額とする。
- イ 規定時間外に有料施設を利用する場合の利用料金の額は、第1号に定める利用料金に10分の15を乗じて得た額とする。
- ウ 有料施設の利用者が当該有料施設の附属設備を利用する場合は、第1号に定める利用料金に次表に定める額を加えた額を当該施設の利用料金とする。

附属設備の種別	単位	金額
競技用器具	1日につき	5,300円
場内放送設備	1回につき	4,500円
温湯シャワー	1回に つき	100円
	個人用 団体用	3,500円
ロッカールーム	1室 1回につき	3,000円

更衣用ロッカー	1回につき	100円
屋外照明設備	30分につき	5,150円
スコアボード	1回につき	7,000円
ピアノ	1日につき	3,000円
ちゅう房設備	1日につき	1,500円
窯設備	焼成する前の粘土 100グラムまでごと につき	100円
舞台設備	1式又は1台、1日 につき	4,000円
屋内照明設備	1式又は1台、1日 につき	
映像設備	1台1日につき	
音響設備	1式又は1台、1日 につき	
会議室	1室1日につき	9,000円
屋内練習場	1室1時間につき	3,000円

備考 会議室及び屋内練習場については、単独で利用することができる。

この場合において、その利用料金の額は、会議室については1室1日につき9,000円、屋内練習場については1室1時間につき3,000円とする。

#### 別表第4(第29条の2第2項)

(平10条例17・追加、平11条例29・平16条例16・平18条例9・一部改正)

#### (1) 利用料金の基本額

		区分	単位	金額
貸 切 利 用	新 横 浜 公 園 の 総 合 競 技 場	観客席を利用しない場合	1日につき	84,000円
		1階メインスタンドを利用	1日につき	144,000円
		1階メインスタンド及び1階バックスタンドを利用	1日につき	180,000円
		1階のすべてのスタンドを利用	1日につき	216,000円
		1階のすべてのスタンド及び2階メインスタンドを利用	1日につき	288,000円
		1階のすべてのスタンド、2階メインスタンド及び2階バックスタンドを利用	1日につき	360,000円
		すべてのスタンドを利用	1日につき	432,000円

新横浜公園の補助競技場	1日につき	20,000円
新横浜公園の投げ練習場	1日につき	19,200円
個人利用(トラックのみ)	1人1回につき	200円

(2) 入場料等を徴収する場合の利用料金の加算

貸切利用者が入場者から入場料その他これに類する対価(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、徴収した入場料等の総額に10分の1を乗じて得た額を加算する。

(3) 規定時間外に利用する場合の利用料金の加算

貸切利用者が規定時間外に利用する場合は、当該規定時間外の利用1時間につき、新横浜公園の総合競技場にあっては第1号に掲げる金額に12分の1を乗じて得た額を、新横浜公園の補助競技場及び投げ練習場にあっては第1号に掲げる金額に8分の1を乗じて得た額を加算する。

(4) 附属設備を利用する場合の利用料金の加算

利用者が附属設備を利用する場合は、次表に掲げる金額を加算する。

附属設備の種別	単位	金額
競技用器具	1日につき	20,000円
競技用特別器具	1式又は1台、1日につき	30,000円
場内放送設備	1回につき	4,500円
浴室(温湯シャワーを含む。)	1室1回につき	6,000円
温湯シャワー	1回に つき 個人用 団体用	100円 3,500円
更衣室	1室1回につき	5,000円
ロッカー	1回につき	200円
屋外照明設備	1時間につき	90,000円
大型映像装置	1基1時間につき	12,000円
撮影装置	1基1時間につき	10,000円
会議室	1室1回につき	12,000円
特別室	1室1回につき	36,000円

備考

- 会議室は、単独で利用することができる。
- 貸切利用者が業として行う広告を大型映像装置へ表示する場合は、1基広告1件につき24,000円を加算する。